（中央鉱山保安協議会に関する経過措置）

第二条　この政令の施行の際現に従前の原子力安全・保安院の中央鉱山保安協議会（以下この条において「旧鉱山保安協議会」という。）の専門委員である者は、この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）に、第三十九条の規定による改正後の鉱山保安協議会令（以下この条において「新鉱山保安協議会令」という。）第二条第一項の規定により経済産業省の中央鉱山保安協議会（以下この条において「新鉱山保安協議会」という。）の専門委員として任命されたものとみなす。

2　この政令の施行の際現に旧鉱山保安協議会に置かれている部会は、施行日に、新鉱山保安協議会令第三条第一項の規定により新鉱山保安協議会に置かれた部会とみなす。

3　この政令の施行の際現に旧鉱山保安協議会の部会に属する委員及び専門委員である者は、施行日に、新鉱山保安協議会令第三条第二項の規定により新鉱山保安協議会の部会に属する委員及び専門委員として指名されたものとみなす。

4　この政令の施行の際現に旧鉱山保安協議会の部会長である者又は第三十九条の規定による改正前の鉱山保安協議会令第三条第五項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、施行日に、新鉱山保安協議会令第三条第三項の規定により新鉱山保安協議会の部会長として互選され、又は同条第五項の規定により新鉱山保安協議会の部会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行令の一部改正）

第四条　特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十二条第一項」を「第一条」に改める。

（復興庁組織令の一部改正）

第五条　復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の項中

前条第一項第六号	前条第一項第四号、第六号
国の機関（当該在職機関であるものを除く。）	国の機関（当該在職機関であるものを除く。）又は復興庁

を

国の機関（当該在職機関であるものを除く。）	国の機関（当該在職機関であるものを除く。）又は復興庁
在職機関であ	在職機関であ

に、「第十六条第一項第六号」を「第十六条第一項第四号」に、「、第四号、第六号」を「、第四号」に改める。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　細野　豪志
防衛大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

死因究明等の推進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十四年九月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百三十六号

死因究明等の推進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、死因究明等の推進に関する法律（平成二十四年法律第三十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

死因究明等の推進に関する法律の施行期日は、平成二十四年九月二十一日とする。

内閣総理大臣　野田　佳彦

死因究明等推進会議令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十四年九月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百三十七号

死因究明等推進会議令

内閣は、死因究明等の推進に関する法律（平成二十四年法律第三十三号）第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（専門委員）

第一条　死因究明等推進会議（以下「会議」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4　専門委員は、非常勤とする。

（参事官）

第二条　会議の事務局に、参事官二人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の調査審議に参画する。

（事務局の内部組織の細目）

第三条　前条に定めるもののほか、会議の事務局の内部組織の細目は、内閣府令で定める。

（会議の運営）

第四条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、死因究明等の推進に関する法律の施行の日（平成二十四年九月二十一日）から施行する。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

2　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一内閣府（宮内庁、公正取引委員会、警察庁及び金融庁を除く。）の項中「地方分権改革推進委員会に置かれる事務局」を「死因究明等推進会議に置かれる事務局」に改める。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫